

2026年度

「二国間クレジット制度（JCM）等を活用した低炭素技術普及促進
事業／低炭素技術による市場創出促進事業（実証設計）」
に係る公募要領

2026年4月20日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

事業統括部

【受付方法】

本公募は、電子申請システム「J グランツ」で応募を受け付けます。また当該申請システムを通じて行われた申請に対する採択・不採択結果についても、原則として当該申請システムで通知等を行います。

なお J グランツの使用にあたっては、事前に G ビズ ID の「G ビズ ID プライムアカウント」又は「G ビズ ID メンバーアカウント」が必要です。G ビズ ID の取得は 2 週間以上かかる場合もあるため、G ビズ ID を未取得であれば余裕をもって登録手続きを行ってください。G ビズ ID が無いと本事業への応募ができませんので、十分留意ください。

【受付期間】

2026 年 4 月 20 日(月)～2026 年 6 月 5 日(金) 正午まで

【提出先及び提出方法】

- 以下の J グランツ公募ページから、必要情報の入力と提出書類のアップロードを行った上で、申請してください。

＜ J グランツ公募ページ申請 URL＞

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDXyzMAH?wfid=a0XJ20000006jAuEMAU>

【留意事項】

- J グランツ上の申請は提出期限を厳守ください。提出期限を過ぎた提案は受け付けません。
- 他の提出方法（持参・郵送・FAX・電子メール等）は受け付けません。
- 万が一、応募者の責に依らない理由（例：組織形態上、G ビズ ID の取得がそもそも不可で J グランツが利用できない、J グランツ等の外部システムの障害発生により申請ができない等）により、提出期限までに J グランツ上の申請処理が困難な場合には、提出期限前までに必ず NEDO 担当者まで連絡し、NEDO 担当者の指示に従ってください。
- アップロードするファイルの形式については、公募要領の指示に従ってください。
- アップロードされたファイルにおいて、ウイルス検知又はその疑い等があると当機構が判断した場合は、調査のため第三者へファイルの提供を行う場合がありますので、予めご了承ください。

2026 年度「二国間クレジット制度（JCM）等を活用した低炭素技術普及促進事業／
低炭素技術による市場創出促進事業（実証設計）」に係る公募について
(2026 年 4 月 20 日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、2026 年度「二国間クレジット制度（JCM）等を活用した低炭素技術普及促進事業／低炭素技術による市場創出促進事業（実証設計）」を実施する予定です。本件の受託を希望される方は、本要領に従いご応募ください。

本件は、2026 年度の政府予算に基づき実施するため、予算案等の審議状況や政府方針の変更等により、公募の内容や予算規模、採択後の実施計画、概算払の時期等が変更されることがあります。

1. 件名

二国間クレジット制度（JCM）等を活用した低炭素技術普及促進事業／低炭素技術による市場創出促進事業（実証設計）

2. 事業概要

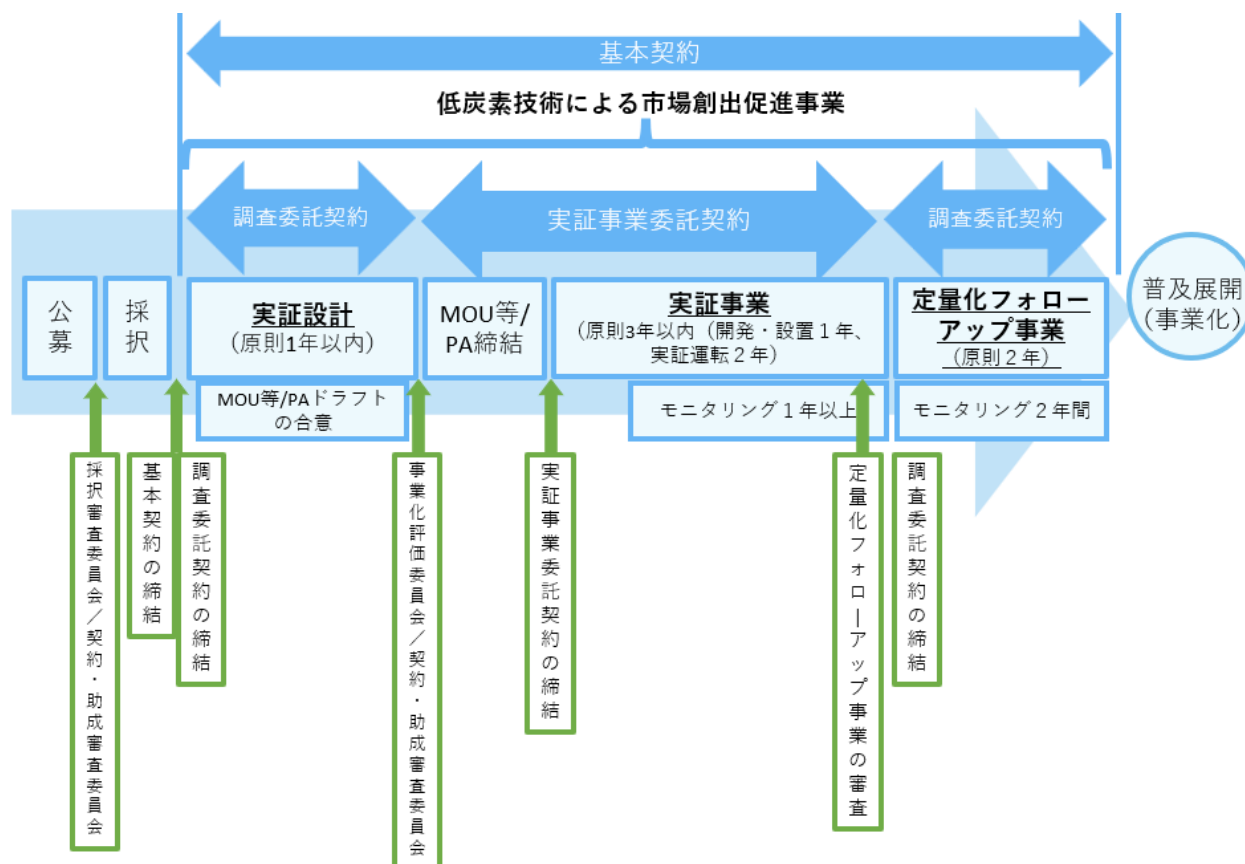
（1）背景／目的

我が国の温室効果ガスの排出量は、全世界の 2.7%程度（エネルギー起源 CO₂、2023 年時点）であり、地球温暖化対策には、国内対策に加えて海外での取組みが重要です。2015 年 12 月に採択されたパリ協定を踏まえて我が国が 2025 年 2 月に国連に提出した「国が決定する貢献（NDC：Nationally Determined Contribution）」においては、温室効果ガスの排出量を 2040 年度において 73%削減（対 2013 年度比）という目標を掲げており、二国間クレジット制度（JCM：Joint Crediting Mechanism）については、「官民連携で 2030 年度までの累積で、1 億 t-CO₂程度、2040 年度までの累積で、2 億 t-CO₂程度の国際的な排出削減・吸収量の確保を目標とする。我が国として獲得したクレジットを我が国の NDC 達成のために適切にカウントする。」こととしています。また、2025 年 2 月に閣議決定した「地球温暖化対策計画」においても「GX により我が国の経済・社会を需要・供給の両面から脱炭素型に転換する過程で革新技术の実装を進め、我が国の産業競争力を高めるとともに、アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）を始めとする国際枠組みや JCM 等を通じて、海外における優れた脱炭素技術等の普及や地球温暖化緩和策の実施を推進し、国内外で脱炭素市場を創出・拡大することで、脱炭素と成長を両立する。」と記載されています。

このような政策的背景の下、本事業では、我が国の優れた低炭素技術・システムの普及拡大及び地球規模での温室効果ガス削減を目的として、JCM を活用して海外実証を行い、当該技術・システムによる温室効果ガス排出削減・吸収量を定量化し、JCM クレジット化を目指します。

（2）事業の流れ

「二国間クレジット制度（JCM）等を活用した低炭素技術普及促進事業／低炭素技術による市場創出促進事業」は、実証設計、実証事業及び定量化フォローアップ事業の 3 つのフェーズから構成され、委託事業として実施します。



<スキーム図>

実証設計の実施に当たり、NEDO と NEDO の委託事業者は、実証設計に関する調査委託契約に加え、実証設計、実証事業及び定量化フォローアップ事業を包括する基本契約を締結します。

実証事業への移行については、外部有識者による事業化評価委員会及び NEDO 内の契約・交付審査委員会において、実証設計の実施結果をもとに実証事業の基本設計、具体的な実施体制等の準備状況、実証技術・システムの普及性等について審査を行い、決定します。

実証事業の実施に際し、NEDO は、当該事業を所管する相手国政府機関との間で実証事業に関する合意文書（仮に、「MOU 等」（Memorandum of Understanding）という。）を締結し、また、NEDO の委託事業者は、相手国企業との間で実証事業を実施するために、NEDO が別途指示する実証事業の遂行に必要な項目を含めた契約文書（仮に、「PA」（Project Agreement）という。）を締結します。NEDO と NEDO の委託事業者は、MOU 等及び PA を締結した後、実証事業を実施するための実証事業委託契約を締結します。NEDO の委託事業者は、PA に基づき相手国企業と共同で実証事業を実施し、平行して温室効果ガス排出削減効果の定量化と JCM 手続き実施による JCM クレジット獲得に取り組みます。

定量化フォローアップ事業では、調査委託契約を締結し、実証事業終了後も温室効果ガスの排出削減効果の定量化のためのモニタリングと JCM 手続きを継続して JCM クレジット獲得の拡大を図ります。また、実証技術・システムの普及が望める事業に対しては、その成果の普及に係る活動を委託事業として支援します。

1) 実証設計

実証設計では、NEDO の委託事業者は実証事業を実施する上で必要となる実証計画の策定、普及

の蓋然性、温室効果ガスの排出削減効果及びその定量化手法（JCM 方法論等）等について調査します。実証設計は実現可能性調査ではありません。相手国企業の協力体制を含めて、実現可能であることが確認済みの実証事業の準備段階として位置づけられる調査です。必要に応じて、Project Idea Note (PIN) の提出を含めた JCM のプロジェクトサイクルの手続きにも着手します。また、PA ドラフトについて、締結先候補の相手国企業から事前の合意を取り付け、実証概要を必要な相手国組織に説明し、了解を得ます。なお、応募にあたっては、今年度よりプレエントリーが必須となりましたので、具体的な内容については本公募要領、「7. プレエントリーの受付」をご確認ください。

〔実施期間〕 NEDO が指定する日から原則 1 年以内

〔実施規模〕 1 件当たり原則 55 百万円以内（税込）

2) 実証事業

NEDO は相手国政府機関と MOU 等を締結し、NEDO の委託事業者は相手国企業と PA を締結した上で、実証事業委託契約を締結します。実証事業では、NEDO の委託事業者は、実証技術・システムの導入・運転を行い、また、温室効果ガス排出削減効果の定量化と JCM のプロジェクトサイクルの手続き実施による JCM クレジット獲得に取り組みます。具体的な実施内容・項目については仕様書（ひな形）を御確認ください。

〔実施期間〕 NEDO が指定する日から原則 3 年以内（開発・設置 1 年、実証運転 2 年、モニタリング 1 年以上（*¹）。案件毎の調整は可）

〔実施規模〕 1 件当たり原則 1,000 百万円以内（税込）。ただし、「我が国政策上の重要性」や「技術実証の新規性」が高く評価される場合にはこの限りではない（*²）。

（*¹） 温室効果ガス排出削減量を測定する期間。

（*²） 実証事業における実施規模の原則を超えて、増額した金額での提案を希望する場合、その際の審査でポイントとなる「我が国政策上の重要性」や「技術実証の新規性」について、提案書の「7. その他」の（5）に記載をお願いします。

3) 定量化フォローアップ事業

実証事業終了後、我が国の貢献により着実な温室効果ガス排出削減効果と十分なクレジット発行が見込まれる案件に対しては、温室効果ガス排出削減効果の定量化と JCM のプロジェクトサイクルの手続き実施による JCM クレジット獲得の拡大を委託事業として継続し、実証技術・システムの普及が望める案件に対しては、その成果の普及に係る活動を委託事業として支援します。なお、本事業における実証設備・システムの操業費用を NEDO は負担しません。

〔実施期間〕 NEDO が指定する日から原則 2 年

〔実施規模〕 1 件当たり原則 20 百万円以内（税込）

上記 1) ～ 3) について、調査又は事業開始後、不可避な事情が起き NEDO が認めた場合には、実施期間を延長することがあります。

(3) 対象とする技術・システム

対象とする技術・システムは、以下の要件を全て満たすものとします。

- ① 実証する技術・システムは、提案者が有する日本の低炭素技術・システムであり、かつ対象国において当該技術・システムを普及させるための技術的な課題（以下、「技術課題」という。）があり、その克服のために実証事業が必要であること。
- ② エネルギー起源二酸化炭素（エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素をいう。）の排出の抑制に関する事業であること。（例えば、森林由来による二酸化炭素吸収のみに関する事業は対象外）
- ③ 地球温暖化対策として、実証事業によって温室効果ガス排出削減効果が定量化（*1）し得るものであること。また、実証事業のモニタリング期間で1,000t-CO₂以上のJCMクレジットが発行可能であり、かつ実証事業終了後の普及展開期間で年間10,000t-CO₂以上の排出削減効果が見込まれること。
- ④ 当該技術・システムの普及戦略が具体的かつ実現可能性の高いものであること。
- ⑤ 本公募への応募時点で、当該技術・システムの実証事業に関する実現可能性調査が完了していること。
- ⑥ ①で示された技術課題を克服する有効な手段として、適切に実証計画が作成されていること。
- ⑦ 「国際実証におけるリスクマネジメントガイドライン」（2024年8月改訂）（*2）のリスク管理シートに基づき、リスク管理が適切に行われていること。

（*1）定量化とは、温室効果ガス排出削減効果（量）を計測・算定、数値化すること、及びその手法を特定・開発することを指す。

（*2）国際実証におけるリスクマネジメントガイドライン

<https://www.nedo.go.jp/content/100972493.pdf>

(4) 対象国

JCM パートナー国(*)を対象とします。

ただし、外務省海外安全情報の危険情報（感染症危険情報は含まない）において、レベル2（不要不急の渡航は止めてください）以上に指定されている国・地域は除きます。事業の開始後にレベル2以上に引き上げられた場合で、レベル1以下への引き下げが見込まれず、安全確保が困難と判断される場合には、事業を中止する場合があります。

なお、上記で対象となる国であっても、安全保障貿易管理の観点から、輸出貿易管理令第4条第1項第三号イに規定する核兵器等の開発等の動向に関して経済産業省が作成した外国ユーザーリスト（<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html>）に掲載されている企業・組織等（以下「企業等」という。）又は国連の安全保障理事会の決議により武器及びその関連品等の輸出が禁止されている国（国連武器禁輸国・地域）（輸出貿易管理令別表第3の2）及び懸念3か国（輸出貿易管理令別表第4）に属する企業等が提案書の相手国政府機関・相手国企業に含まれている場合は本事業の対象外とします。

（*）JCM パートナー国

<https://www.env.go.jp/earth/jcm/>

(5) 採択件数（実証設計）

今回の公募では、事業予算の状況に応じて、審査基準を満たした案件を採択する予定です。

3. 応募要件・実施要件

【応募要件】

応募資格のある法人は、以下の全ての条件を満たす、単独又は複数で受託を希望する企業等とします。委託事業者からの再委託は原則不可です。なお、応募にあたっては、以下の条件をすべて満たした上で、期間内のプレントリーをすることが必須となります。

- ① 提案技術・システムについての事業実績を有し、かつ、実証事業の目標達成及び実証計画の遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- ② 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤、資金及び設備等の十分な管理能力を有し、かつ、情報管理体制等を有していること。
- ③ NEDO がプロジェクトを推進する上で必要とする措置を、委託契約に基づき適切に遂行できる体制を有していること。
- ④ 日本法人（登記法人）であること。ただし、以下 i から iv の条件をすべて満たした場合は、日本法人と外国法人との共同提案も取り得るものとします。

i. 提案者たる日本法人の海外現地法人であること

提案者たる日本法人が議決権付株式の過半数を有すること。ただし、現地の法制度等に照らし、提案者たる日本法人が議決権付株式の過半数の保有が困難な事情がある場合は、当該事情を考慮して、NEDO が適当と認める日本法人の海外現地法人(*)であること。

ii. 日本法人との共同提案

日本法人との共同提案であり、本調査の責任者となる幹事法人は日本法人であること。

iii. 国内代理人の選任

海外現地法人と NEDO の間の各種書類の授受、NEDO の検査及び評価等への対応のため、海外現地法人が共同提案者である日本法人を委託事業に係る国内代理人として選任すること。また、海外現地法人は、国内代理人となる日本法人の役員又は従業員で、日本に住所を有する者に、当該海外現地法人の委託事業の遂行に必要な権限と責任を与えること。

iv. その他

契約約款並びに契約決定の内容、条件、解釈及び効力に関しては、日本国で効力を有する法令に準拠し、契約約款に定めのある期間の始期及び終期は日本標準時間によるものとする。また、契約約款に定める通貨は日本円とする。

なお、相互の意見の疎通を図るため、契約約款で定める文書、書類、報告書等については、外国法人も日本語を使用するか、或いは国内代理人の責任で日本語訳を添付すること。NEDO と外国法人との間の協議、連絡、打ち合わせ等において日本語を使用することが求められる場合は、通訳の確保等の必要な措置を、当該外国法人又は国内代理人の負担で講ずること。

- ⑤ 企業等が単独で応募する場合は、実証事業の技術的課題の克服、当該実証事業の成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有していること。
- ⑥ 複数の企業等が共同して事業に応募する場合は、実証事業の技術課題の克服を担う企業等を必

ず共同提案先に含め、本事業の責任者となる幹事法人を定め、各企業等間の責任と役割の分担が明確化されていること。

- ⑦ 研究組合、公益法人等が応募する場合は、参画する各企業等が当該実証事業の成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有するとともに、応募する研究組合等とそこに参画する企業等の責任と役割が明確化されていること。

(*) 現地の法制度等によっては、日本法人が議決権付株式の過半数を保有することが困難な場合があります。その場合、提案者たる日本法人が、会社法施行規則にある財務及び事業方針の決定を支配している法人又はそれに準じる法人であれば、④i. に示す条件を満たしていると判断します。

【実施要件】

本事業は、採択後、委託契約を締結します。委託契約の締結にあたっては、最新の調査委託契約約款、若しくは実証事業委託契約約款を適用します。その他必要に応じて、特別約款の適用を求める場合があります。また、委託業務の事務処理は、NEDO が提示する事務処理マニュアルに基づき実施していただきます。事業の実施にあたっては、該当する約款およびマニュアルを遵守いただくことが要件となります。

【参考】

- ・ 委託事業の手続き：約款・様式 <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>
実証設計 6. 調査委託契約標準契約書（約款、様式及び別表）
実証事業 5. 実証事業委託契約標準契約書（約款、様式及び別表）
定量化フォローアップ事業 6. 調査委託契約標準契約書（約款、様式及び別表）
- ・ 委託事業の手続き：マニュアル <http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

4. 提出期限及び提出先

本公募要領に従って「提案書」を作成し、以下の提出期限までに電子申請システム「J グランツ」上で申請してください。なお、持参、郵送、FAX 又は電子メールによる提出は受け付けません。ただし、NEDO から別途指示があった場合は、この限りではありません。

(1) 提出期限

2026 年 6 月 5 日（金）正午アップロード完了

※応募状況等により公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、ウェブサイトにてお知らせします。

(2) 提出先

J グランツ公募ページ申請 URL :

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDXyzMAH?wfid=a0XJ2000006jAuEMAU>

(3) 提出方法

電子申請システム「J グランツ」上で、必要項目を入力し提出書類をアップロードした上で申請してください。複数法人による共同提案を行う場合は、代表法人が提出書類を取りまとめの上、代表法

人が申請を行ってください。代表法人以外の法人の J グランツ上の申請は不要です。

J グランツの使用にあたっては、事前に G ビズ ID の「G ビズ ID プライムアカウント」または「G ビズ ID メンバーアカウント」が必要です。G ビズ ID の取得は 2 週間以上かかる場合もあるため、G ビズ ID を未取得であれば余裕をもって登録手続きを行ってください。

J グランツで申請操作完了後、システムから自動送信メールが届きます。申請内容や提出書類に不備がある場合は、修正等の対応をお願いする場合がありますので、NEDO 担当者の指示に従ってください。その他 G ビズ ID の取得や J グランツ利用・申請にあたっては、以下のウェブサイトをご確認ください。

【参考】NEDO 事業の公募における J グランツでの応募受付について

https://www.nedo.go.jp/koubo/ZZAN_100061.html

【提出にあたっての留意事項】

- ・提出書類は日本語で作成してください。
- ・「応募要件」を満たさない者の提出書類又は不備がある提出書類は受理できません。
- ・提出書類に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。受理後であっても、応募要件の不備が発覚した場合は、無効となる場合があります。
- ・J グランツ上の申請は、提出期限を厳守ください。提出期限までに申請完了できなかった場合は、応募は受け付けできませんので、余裕をもって提出してください。
- ・再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。
- ・万が一、応募者の責に依らない理由（例：組織形態上、G ビズ ID の取得がそもそも不可で J グランツが利用できない、J グランツ等の外部システムの障害発生により申請ができない 等）により、提出期限までに J グランツ上の申請が困難な場合には、提出期限前までに必ず NEDO 担当者まで連絡し、NEDO 担当者の指示に従ってください。
- ・J グランツ上にアップロードするファイルは提出書類毎に作成し、一つの zip ファイルにまとめてください。なお、アップロードするファイル（PDF、zip 等）にはパスワードは付けないでください。
- ・アップロードされたファイルにおいて、ウイルス検知又はその疑い等があると当機構が判断した場合は、調査のため第三者へファイルの提供を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・公正な審査を行うための利害関係の確認として、J グランツ上で以下の項目について入力进行求めていますので、あらかじめご了承ください。

■入力項目

- ① 代表法人名称及び共同提案法人名称（共同提案の場合は、提案法人名を列記）
- ② 提案の概要（300 文字以内）
- ③ 技術・システムの特徴（600 文字以内）
- ④ 責任者名（所属部署・職名含む）（法人毎に列記。委託事業の場合は研究開発責任者（共同提案の場合の研究開発統括責任者候補含む）、補助事業の場合は主任研究者）
- ⑤ 利害関係者（該当なしの場合は「なし」と記載）（※）
- ⑥ 対象国

- ⑦ 実証設計 提案額（単位：円）
- ⑧ 実証事業 提案額（単位：円）
- ⑨ 定量化フォローアップ事業提案額（単位：円）
- ⑩ 提案額総額（単位：円）
- ⑪ 実証事業で期待される JCM クレジット発行量（t-CO2 を記載）
- ⑫ 実証事業終了後の普及展開期間で期待される温室効果ガス排出削減量（t-CO2/年を記載）

※利害関係の確認について

- NEDO は、採択審査にあたり大学、研究機関、企業等の外部専門家による「採択審査委員会」を開催します。この採択審査委員会では公正な審査を行うことはもちろん、知り得た提案情報についても審査以外の目的に利用することを禁じております。
- その上で、採択審査委員の選定段階で、NEDO は利害関係者を排除すべく細心の注意を払っているところですが、採択審査委員本人にも事前に確認を求め、より公平・公正な審査の徹底を図ることといたしております。
- そこで、提案者の皆さまには、採択審査委員に事前提供する情報の入力をお願いしております。NEDO から①代表法人名称及び共同提案法人名称、②提案概要、③技術・システムの特徴（技術的なポイント）を採択審査委員に提示し、自らが利害関係者、とりわけ競合関係に当たるかどうか、の判断を促します。③技術・システムの特徴（技術的なポイント）については、競合関係を特定することが可能と考える技術的なポイントを問題ない範囲で記載いただけますようお願いいたします。
- また、NEDO が採択審査委員を選定する上で、利害関係者とお考えになる者がいらっしゃる場合には、⑤利害関係者に任意で記載いただいても構いません。なお、採択審査委員から、利害関係の有無の判断がつかないとのコメントがあった場合には、追加情報の提供をお願いする場合がありますので、御協力をお願いいたします。
- 提案者が大学や公的研究機関の場合は、業務管理者（本提案における事業者の代表者）について、大学又は大学院に所属する研究者は学科又は専攻まで所属を、公的研究機関に所属する研究者は部門やセンターまで所属を記載ください。

例：〇〇株式会社

〇〇大学〇〇学部〇〇学科 教授 〇〇 〇〇
 〇〇大学院〇〇研究科〇〇専攻 教授 〇〇 〇〇
 〇〇研究所 〇〇部門 部門長 〇〇 〇〇

■提出書類

- 提出書類チェックリスト（別添1）
- 提案書要約（別添2）
- 提案書（別添3）
- 実証事業積算内訳（別添4）
- リスク管理シート（別添5）
- 経済性評価関連資料（別添6）

- 企業情報（別添 7）
- ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（別添 8）
- 事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票（別添 9）
- 当該事業の実現可能性調査報告書（様式不問）
- 最新の代表者事項証明書の写し（履歴事項証明書、現在事項証明書でも可）
- 直近の事業報告書及び直近 3 年分の財務諸表（原則、円単位：貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、製造原価報告書、販売費及び一般管理費明細書）の写し（なお、審査の過程で、必要に応じて財務に関する追加資料の提出を求める場合があります。）

必要に応じて、以下も併せて添付してください。

- 会社案内（会社経歴、事業部・研究所等の組織等に関する説明書。提出先の NEDO 部課と過去 1 年以内に契約がない場合のみ。）
- 疑義文書（NEDO から提示した契約書雛形に疑義がある場合のみ）

【中小／ベンチャー企業または非上場企業等で提案書に添付すべき書類・データが存在しない場合】

- ・ 事業報告書や財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、製造原価報告書、販売費及び一般管理費明細書）の提出書類が存在しない場合は、過去実施事業内容や実績、財務状況が分かる A 4 判 4 枚程度の説明資料を作成の上、提出すること。会社概要を事業報告書として提出することは認めません。
- ・ 財務諸表が 3 年分存在しない場合は、設立年度から直近までの財務諸表を提出すること。

【共同提案条件を満たす外国法人が提案者に含まれる場合】

- ・ 会社案内・直近の事業報告書について、共同提案者の国内代理人のものと異なる外国法人自身の会社案内・事業報告書が英文、若しくは和文で存在する場合は提出すること。
- ・ 現地国法規制等により、外国法人の直近 3 年間の財務諸表の提出に条件が伴う場合は事前に公募事務局まで相談すること。

※提案にあたっての留意事項

- ・ 提出書類は日本語で作成してください。
- ・ 「3. 応募要件・実施要件」を満たさない者の提出書類又は不備がある提出書類は受理できません。
- ・ 提出書類に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。
- ・ 受理後であっても、応募要件を満たさないことが発覚した場合は、提案が無効となる場合があります。
- ・ 無効となった提出書類は、NEDO で破棄させていただきます。
- ・ 登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるまでを受付期間内に完了させてください。（受付番号の表示は受理完了とは別です。）
- ・ 入力・アップロード等の操作途中で提出期限になり完了できなかった場合、受け付けません。
- ・ 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。

- ・財務諸表には、「貸借対照表」、「損益計算書（製造原価報告書（製造業等の場合）、販売費及び一般管理費明細書を含む）」、「株主（社員）資本等変動計算書」を含めてください。「株主（社員）資本等変動計算書」については、会社法で定める株式会社、合同会社、合資会社及び合名会社に該当する場合にのみ提出ください。
- ・直近の事業報告書や単体／連結財務諸表を Web ページ上で公表している場合には、その公表 URL を「別添 3：提案者情報」中に明記する形で可とします。連結財務諸表は作成している場合のみ、提出してください。
- ・再委託先・共同実施先分の事業報告書及び財務諸表の提出は不要です。
- ・なお、審査の過程で、必要に応じて財務に関する追加資料の提出や代表者面談を求める場合があります。また、提案者の財務状況によっては、追加的に親子会社、関係会社等や再委託先・共同実施先に対しても財務関連資料の提出を求める場合があります。
- ・法人が設立されたばかりで財務諸表が 3 年分存在しない場合は、設立年度から直近までの財務諸表を提出してください

5. 委託事業者の選定

（1）審査の方法について

- ① 外部有識者による採択審査委員会と NEDO 内の契約・交付審査委員会の二段階で審査します。
- ② 契約・交付審査委員会では、採択審査委員会の結果を踏まえ、NEDO が定める基準等に基づき、最終的に委託事業者を決定します。
- ③ 必要に応じてヒアリング審査や資料の追加等をお願いする場合があります。
- ④ 特に採択審査委員会では、審査委員の前で短時間の発表と質疑応答をお願いする場合があります。複数の企業等が共同で提案する場合は、原則、全ての提案者に出席していただきますので、日程の調整に御協力をお願いいたします。
- ⑤ 委託事業者の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんので、あらかじめ御了承ください。

（2）審査基準

<採択審査委員会の審査基準>

審査項目	審査ポイント
1) 要件審査 ・提案内容が公募要領に示された条件に合致していること。	① 提出書類に不備がないこと。 ② 提案内容が「2. 事業概要」の「(3) 対象とする技術・システム」の要件、「(4) 対象国」の条件をすべて満たすものであること。 ③ 提案者が「3. 応募要件・実施要件」をすべて満たす法人であること。 ④ 提案時点で実証事業及び定量化フォローアップ事業の日本側の実施体制が定まっており、実証事業の実施サイトを含む相手国企業の候補の選定も済んでいること。
2) 実証事業の内容	実現可能性調査の結果を踏まえて、(1)～(5)の項目が明確である

	こと。
(1) 実証技術・システムの妥当性	① 実証事業の実施サイトにおいて、提案する技術・システムにより、温室効果ガス排出量の削減効果が期待され、その根拠が妥当であり、十分なデータを示していること。 ② 対象国において、提案する技術・システムの普及の阻害となっている技術課題が明確になっており、提案が技術課題の解決に有効な内容となっていること。必要最低限の実証規模・機器構成となっていること。 実証事業の実施と技術課題の解決が民間企業の努力のみでは実現が難しい明確な理由がある、若しくは公共性が高く公的資金による実施の必要性があること。
(2) 実証事業の全体計画、スケジュール、相手国の協力体制	① 実証事業の計画が、リスク管理の対応を含めて適切に検討されており、実施方法（事業実施に必要な許認可取得等を含む。）及び実施スケジュールが実現可能であること。 ② 相手国政府及び相手国企業との協業で、実証事業を円滑に推進する実施体制の構築が期待されること。 ③ 実証事業の JCM プロジェクト化について、相手国政府及び相手国企業から合意が得られていること。
(3) 温室効果ガス排出削減効果・削減量の定量化	① 実証事業の期間及び普及展開期間における温室効果ガス排出削減効果が大きいこと。 ② JCM ガイドラインに基づいた温室効果ガス排出削減量の定量化が期待されること。 ③ JCM 方法論の開発、実証事業の JCM プロジェクト登録が期待できること。
(4) 提案者の事業遂行能力・実施体制	① 実証事業実施に必要な専門的知見を有しており、かつ活用できる体制となっていること。 ② 実証事業を実施するために必要な、相手国における体制の構築、人員確保が可能であること。 ③ 共同提案の場合は、提案者毎の役割分担が明確となっていること。 ④ 実証後の普及に必要な知見を有し、関連分野での事業経験があること。 ⑤ 実証事業が提案者の短期・中長期の経営計画上、明確に位置付けられていること。
(5) 波及効果	① 実証事業を実施し、またその後普及することで、対象国、その他周辺国における温室効果ガス排出削減対策に資する施策・取組など各種課題解決への貢献又は波及効果が期待できること。 ② 実証事業の対象国、その他周辺国等において、地球温暖化対策に

	資する新たな市場の創出及び需要の獲得が期待できること。 ③ 実証事業の実施が対象国での JCM 制度の拡大に資すると考えられること。
3) 実証事業の普及可能性 (1) 事業戦略	① 市場分析 ・ 目指す市場が明確に定義されていること。(顧客の特性を分解・整理した上で狙う領域を決め、自社の立ち位置を明確にしていること。) ・ 外部環境要因(政治、経済、社会、技術)も考慮した市場分析(規模、成長性、価格推移など)が十分になされた上で、狙う市場は将来的な成長が見込まれること。 ・ 不透明な外部環境の状況(原料調達価格の下落や補助金の確保等)を前提としなくても実用化シナリオが成り立たつこと。 ② 競合分析 ・ 対象国における競合企業・競合技術等を十分かつ妥当な分析の上、自社の強みを特定できていること。 ・ 競合分析結果を踏まえて、自社の戦略(ターゲット、マーケティング手法、標準化など)の検討がなされていること。 ③ 事業体制 ・ 供給者から需要者までのバリューチェーンを踏まえた事業モデルを構築していること。 ・ いつまでに何をするか(例:営業体制、人員増強、新製品導入計画など)という実行計画が明確であること。 ・ 関係機関(国・州政府など)との合意、認証取得などが必要となる場合、その取得の実行計画が明確になっていること。 ④ 成果普及時のリスク管理 ・ 当該実証終了後の事業の収益・採算に影響を及ぼすことが想定されるリスクを抽出していること。 ・ 主要リスクに対し具体的な対策が検討されていること。 ⑤ 資金調達 ・ 総投資額が明確にされ、調達先の目途が立っていること。 ・ 行政などから補助金等が不可欠な場合は、普及展開期間において、その受領見込みが立っていること。 ・ 仮に行政などからの補助金を活用する場合、その後の普及展開期間においては過度に補助金等に依存する事業計画となっていないこと。 ・ JCM クレジットを資金として検討している場合、JCM クレジット量が適切に設定され、単価が適切に設定されていること。 ⑥ 実証事業と並行して関連政策との連携や制度整備支援を日本政府

	と協力して取り組むこと等により、実証技術・システムの普及拡大が期待できること。
(2) 事業収益性	① 事業者（提案者）の収益性 ・実証事業における NEDO 負担額に見合う売上額が、事業者が想定する普及事業期間内で創出されていること。 ・想定事業年度において、事業収益性（売上額、営業利益額）が確保されていること。 ・普及事業期間内において、追加投資が必要な場合、その実現可能な投資計画を有し、十分な投資回収見込みがあるか。また、投資が不要な場合は、期間内において永続的に十分な営業利益率が確保できる見込みこと。 ② 需要者（顧客）の受益性 ・需要者にとって、本事業で対象範囲となる技術・サービスにより、十分な事業採算性（＝投資回収）、メリットを見込めること。 ・
4) ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況	① 女性活躍推進法に基づく認定企業（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業）、若者雇用促進法に基づく認定企業（ユースエール認定企業）であること。

※平成 28 年 3 月 22 日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、新たに、女性活躍推進法第 24 条に基づき、総合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。本指針に基づき、ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況として、女性活躍推進法に基づく認定企業（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業）、若者雇用促進法に基づく認定企業（ユースエール認定企業）に対しては加点します。

< 契約・交付審査委員会の選考基準 >

次の基準により委託予定先を選考するものとする。

- 1) 委託業務に関する提案書の内容が次の各号に適合していること。
 - ① 開発等の目標が NEDO の意図と合致していること。
 - ② 開発等の方法、内容等が優れていること。
 - ③ 開発等の経済性が優れていること。
- 2) 当該開発等における委託予定先の遂行能力が次の各号に適合していること。
 - ① 関連分野の開発等に関する実績を有すること。
 - ② 当該開発等の行う体制が整っていること。

（再委託予定先等を含む。なお、国際共同研究体制をとる場合、そのメリットが明確であること。また、特に NEDO の指定する相手国の研究開発支援機関の支援を受けようとしている（又は既に受けている）場合はその妥当性が確認できること。）

- ③ 当該開発等に必要な設備を有していること。
- ④ 経営基盤が確立していること。
- ⑤ 当該開発等に必要な研究者等を有していること。
- ⑥ 委託業務管理上 NEDO の必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

なお、委託予定先の選考にあたって NEDO は、以下の点を考慮します。

- ① 優れた部分提案者の開発等体制への組み込みに関すること。
- ② 各開発等の開発等分担及び委託金額の適正化に関すること。
- ③ 競争的な開発等体制の整備に関すること。
- ④ 一般社団法人若しくは一般財団法人又は技術研究組合等を活用する場合における役割の明確化に関すること。

<事業化評価委員会の審査基準>（予定）

実証設計中または実証設計終了後に実施される事業化評価では、外部有識者による事業化評価委員会と、NEDO 内の契約・交付審査委員会の二段階で審査を行います。外部有識者による審査基準は以下を予定していますが、今後変更の可能性があります。変更の場合は、事業化評価前に改めて審査基準を提示します。

審査項目	審査ポイント
1) 要件審査 ・ 提出書類 ・ 対象国 ・ 提案者の財務状況 ・ 採択条件	① 提出書類に不備がないこと。 ② 実証事業の対象国が公募要領で示す条件を満たしていること。 ③ 採択時に付した条件がある場合、対応が適切に行われていること。 ④ 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤、資金及び設備等の十分な管理能力を有していること。 ⑤ PIN 提出手続きが正式に導入されている対象国については、少なくとも日本と相手国の合同委員会に PIN が提出されていること。
2) 実証事業の内容 (1) 公的資金の必要性及び事業手法の適切性	① 当該事業は、民間企業のみでは実現が難しい、又は公共性が高いことにより公的資金による実施の必要性があること。 ② 当該事業の実施にあたり、他の手法（日本への招聘、技術者の派遣等）と比較して、対象国における実証という手法が適切であること。
(2) 対象技術の妥当性	① 提案する技術・システムの導入により、実証事業の実施サイトにおいて、温室効果ガス排出量の削減効果が期待され、その定量化が可能であること。 ② 提案する技術・システムが対象国において未だ普及をしていないものであり、実証事業が、普及を阻害する技術課題を解決する方

	法として妥当な内容であること。 ③ 提案する技術・システムは、導入を検討している国のニーズや現状を踏まえたものであり、また競合技術・代替技術に対して市場競争力を持つ可能性が高いこと。 ④ 提案する技術・システムのスペックや効果、開発・販売状況等について具体的な説明ができていること。
(3) 実証事業の成果目標の具体性及び妥当性	① 実証事業の実施によって達成を目指す技術的目標が設定され、その根拠が明確であること。 ② 設定された目標が国内外の技術動向及び市場動向、対象国における社会的・経済的ニーズ等を踏まえたものになっていること。
(4) 温室効果ガス削減効果・定量化手法等の具体性及び妥当性	① 実証事業の期間及び普及展開期間における排出削減効果が大きいこと。 ② 提案する技術・システムによる温室効果ガス排出削減効果を適切に定量化できる JCM 方法論案が作成されていること。
(5) 実証事業の全体計画（実証事業計画）の妥当性	① 想定している実証事業のサイトが適切であること。 ② 具体的かつ実現可能な実証事業の計画（スケジュール・予算額を含む）となっていること。 ③ 実証事業の実施に必要な最低限の構成要素（設備・システム等）となっており、かつその基本設計が完了していること。 ④ 日本及び相手国において、実証事業の実施に必要な体制（技術者、設備等含む）が確立されていること。 ⑤ 日本及び相手国との間で、適切な役割分担及び費用分担が確保される見通しが立っていること。 ⑥ 実証事業の実施時期が、提案者の事業戦略上、適当であること（実施時期について、直ちに実施することが有効な事業であること）。
(6) 実証事業を実施する上で必要な手続きの網羅性	① 実証事業を実施するうえで必要となる許認可、標準・規格、輸送・通関、税などの各種手続きについて、具体的な対応状況及び計画に関する記載があること（未取得の許認可は取得予定時期が記載されていること）。
(7) 実証事業実施中のリスク管理の妥当性	① 実証事業の実施に悪影響を与え得る不確実要素（リスク）を抽出し、具体的な対応策が検討されていること。
(8) 波及効果	① 実証事業を実施し、またその後普及することで、対象国、その他周辺国における温室効果ガス排出削減対策に資する施策・取組など各種課題解決への貢献又は波及効果が期待できること。 ② 実証事業の対象国、その他周辺国等において、地球温暖化対策に資する新たな市場の創出や新たな需要の獲得が期待できること。

3) 実証事業の普及可能性 (1) 事業戦略	① 市場分析 ・ 目指す市場が明確に定義されていること。(顧客の特性を分解・整理した上で狙う領域を決め、自社の立ち位置を明確にしていること。) ・ 外部環境要因(政治、経済、社会、技術)も考慮した市場分析(規模、成長性、価格推移など)が十分になされた上で、狙う市場は将来的な成長が見込まれること。 ・ 不透明な外部環境の状況(原料調達価格の下落や補助金の確保等)を前提にしないと実用化シナリオが成り立たないということはないこと。 ② 競合分析 ・ 対象国における競合企業・競合技術等を十分かつ妥当な分析の上、自社の強みを特定できていること。 ・ 競合分析結果を踏まえて、自社の戦略(ターゲット、マーケティング手法、標準化など)の検討がなされていること。 ③ 事業体制 ・ 供給者から需要者までのバリューチェーンを踏まえた事業モデルを構築していること。 ・ いつまでに何をするのか(例:営業体制、人員増強、新製品導入計画など)という実行計画が明確になっていること。 ・ 関係機関(国・州政府など)との合意、認証取得などが必要となる場合、その取得の実行計画が明確になっていること。 ④ 成果普及時のリスク管理 ・ 当該実証終了後の事業の収益・採算に影響を及ぼすことが想定されるリスクを抽出していること。 ・ 主要リスクに対し具体的な対策が検討されていること。 ⑤ 資金調達 ・ 総投資額が明確にされ、調達先の目途が立っていること。 ・ 行政などから補助金等が不可欠な場合は、普及展開期間において、その受領見込みが立っていること。 ・ 仮に行政などからの補助金を活用する場合は、普及展開期間において、過度に補助金等に依存する事業計画となっていないこと。 ・ JCM クレジットを資金として検討している場合、JCM クレジット量が適切に設定され、単価が適切に設定されていること。 ⑥ 実証事業と並行して関連政策との連携や制度整備支援を日本政府と協力して取り組むこと等により、実証技術・システムの普及拡大が期待できること。
--------------------------------------	---

(2) 事業収益性	① 事業者（提案者）の収益性 ・実証事業における NEDO 負担額に見合う売上額が、事業者が想定する普及事業期間内で創出されていること。 ・想定事業年度において、事業収益性（売上額、営業利益額）が確保されていること。 ・普及事業期間内において、追加投資が必要な場合、その実現可能な投資計画を有し、十分な投資回収見込みがあるか。また、投資が不要な場合は、期間内において永続的に十分な営業利益率が確保できる見込みこと。 ② 需要者（顧客）の受益性 ・需要者にとって、本事業で対象範囲となる技術・サービスにより、十分な事業採算性（＝投資回収）、メリットを見込めること。
-----------	---

<NEDO 内の定量化フォローアップ事業の審査基準>（予定）

定量化フォローアップ事業を実施することが適切か、NEDO 内審査を以下の基準を用いて実施します。審査基準は今後変更の可能性があります。変更の場合は、審査前に改めて審査基準を提示します。

審査項目	審査ポイント
1) 要件審査	① 実証事業後においても、実証事業にて導入した技術・システムの活用が見込まれ、着実な温室効果ガス排出削減効果とクレジット発行が継続して期待されること。 ② 当該事業の目的に合致した提案となっていること。
2) 事業の内容	① 日本及び相手国にて、当該事業の実施に必要な体制（技術者・設備等を含む）が構築されていること。 ② スケジュール、予算額が妥当であり、実現可能かつ効率的な実施計画となっていること。 ③ 目標が適切に設定され、その達成に向けた根拠が明確になっていること。 ④ 実証事業で策定した方法論が引き続き適用可能であること。適用できない場合は、適切な改善計画が立案されていること。 ⑤ JCM クレジット発行に向けた手続きにおいて、④の方法論に基づいた MRV（測定（Measurement）、報告（Reporting）、検証（Verification））等に対応可能であること。
3) 普及の実現性	① 計画した実証事業の目標が、温室効果ガス排出削減効果も含め、十分達成されていること。 ② ビジネスモデル・事業体制が、サプライチェーンも含め、構築さ

	れていること。 ③ 普及計画が、提案者の経営戦略と整合性を持つこと。 ④ 普及計画が、市場のビジネス環境、収益性、採算性に係るリスクを特定し、対応策を検討していること。 ⑤ 普及することで、対象国や日本におけるエネルギー問題、温室効果ガス排出量削減、インフラ整備、雇用、人材育成等、各種課題の解決への貢献、また波及効果が期待できること。
--	--

委託事業者の公表及び通知について

3) 採択までのスケジュール

公募開始から採択までのスケジュールは、以下を予定しています。

2026年

4月20日（月）	：	公募開始
6月5日（金）正午	：	公募締め切り
7月下旬（予定）	：	採択審査委員会（外部有識者による審査）
8月上旬（予定）	：	契約・交付審査委員会
8月中旬（予定）	：	採否決定及び通知、公表
9月ごろ（予定）	：	契約

4) 採択結果の公表等について

採択した案件（実施者名、事業名等）は、NEDOのウェブサイトで公表します。不採択とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。

5) 採択審査委員の氏名の公表について

採択審査委員の氏名は、採択案件の公開時に公表します。

6) 附帯条件

採択に当たって条件を付す場合があります。

7) その他

NEDOと委託事業者との実証設計に係る「調査委託契約締結」に当たり、当該調査の実施計画書を提出していただきます。調査内容・調査工程・調査費用は、採択後委託事業者と協議の上、変更することがあります。

なお、実施計画書と提案書の内容に著しい不整合があった場合は、採択を取り消すことがあります。

また、十分な調査期間を確保するため、調査委託契約締結手続きについては採択通知から概ね2ヶ月以内に完了するよう取り進めることとなりますので御留意ください。

6. 公募説明会の開催

当該公募の内容、契約に係る手続き、提案書類等についての説明会を以下の日程によりオンラインにて開催いたします。応募を予定される方は可能な限り出席してください。なお、説明会は日本語で行います。出席を希望する場合は、2026年4月20日（月）までに以下の参加申込 URL からご登録ください。

【オンライン開催】

日時：2026年4月22日（水）15時15分～16時15分

参加申込 URL：<https://events.teams.microsoft.com/event/18a3883f-45b9-4a33-9c18-fd6d17dd3e25@9151c5b6-2333-429d-abf0-0378f5e583c1>

登録期限：2026年4月20日（月）正午締め切り

当日資料は、ご登録いただいた方に別途メールにて2026年4月21日（火）までにご連絡いたします。

7. プレエントリーの受付

今年度より、提案内容を NEDO に相談する事前面談を実施するために、プレエントリーの申請が応募の必須要件となります。プレエントリーは、以下の申込期間中にお申し込みください。

受付期間：2026年3月10日（火）9時00分～2026年4月24日（金）正午まで

申込方法：添付ファイル「プレエントリー申請書」に必要事項を記入の上、申込期間内に以下の宛先まで提出ください。日時調整や会議用 URL 等は、NEDO 担当者から別途ご連絡します。

提出先：askjcm@ml.nedo.go.jp

<留意事項>

プレエントリー書において、実証事業に想定されている技術課題が当てはまる分野を以下の中から選択する必要があります。

①水素・アンモニア技術

水素関連技術（水素製造、水素貯蔵・輸送・供給、水素利用）、燃料電池技術、アンモニア技術（製造、利用（「サーキュラーエコノミー分野」に該当するものを除く））

②再生可能エネルギー技術

再生可能エネルギー技術（太陽光発電、風力・海洋発電、地熱発電、バイオマス燃料変換・利用、再生可能エネルギー熱）、系統連系技術、再生可能エネルギーを有効に活用するシステム技術

③サーキュラーエコノミー技術 次世代火力関連技術（アンモニア利用を含む）、CCU 技術、CCS 技術、CO2 分離/回収技術、3R 技術、水関連技術

④半導体・情報インフラ技術

半導体技術、情報インフラ技術

⑤AI・ロボット技術

人工知能技術、ロボット技術、量子コンピューティング技術

- ⑥バイオテクノロジー・材料技術 バイオベース素材、生物機能活用物質生産、構造材料（自動車・航空機用途を除く）、機能性材料、希少資源削減・代替、金属 3D プリント造形
- ⑦自動車・蓄電池技術
自動車関連技術、蓄電池関連技術
- ⑧航空機・宇宙技術
航空機技術、宇宙関連技術
- ⑨省エネルギー技術
省エネルギー技術（上記分野のいずれにもあてはまらないもの。原則、大幅なエネルギー使用量削減が見込まれる技術を指し、非化石エネルギーへの置き換えを含まない。）

<プレエントリーの受付期間・実施形式>

受付期間：2026 年 3 月 10 日（火）9 時 00 分～2026 年 4 月 24 日（金）正午まで

実施形式：対面もしくはオンライン（Teams 形式）

8. 留意事項

（１） 事業実施途中における実施体制の変更について

実証事業の実施体制は、実証設計の提案時に提示されたものを原則とします。提案内容の主たる部分について、途中で新たな委託事業者を加えることは認められません。実証事業段階で新たに事業者等を体制に追加することを提案時点で想定している場合は、その旨を実証設計の提案書に明記してください。

（２） NEDO と委託事業者の役割分担について

NEDO は、政府予算の適正な執行のために必要な事業の管理、実施方法に係る助言、関連事業の情報提供及び相手国政府との MOU 等の締結等を行います。委託事業者は、事業の具体的な方法、手段、手順（相手国企業との調整及び PA の締結、現地における税制対応及び許認可取得、実証機器の製造・輸送・設置、実証運転並びに普及活動を含む）の検討とその実施を主体的に担っていただきます。

（３） 相手国政府機関との間の MOU 等及び相手国企業との PA の締結について

NEDO と相手国政府機関との間で MOU 等を締結し、委託事業者と相手国企業との間で PA を締結することが、実証事業を開始するための条件となります。どちらか一方が締結できない場合は、たとえ事業化評価で実証事業へ進むことが決まっても、実証事業を開始することはできません。

NEDO は、相手国政府機関（締結先候補又は締結先）との協議に最大限努めますが、相手国政府機関に起因する MOU 等の締結時期の遅れ若しくは不成立又は合意内容の相手国政府機関による不履行若しくは不遵守について一切責任を負いませんので御了承ください。

なお、PA 締結は実証事業の実施が決定した後となりますので、外部有識者及び NEDO が行う事業化評価の通過が PA の締結及び実証事業の実施の前提である旨を相手国企業に理解いただくよう注意してください。また、NEDO が相手国政府機関と締結する MOU 等と整合を取るために、修正可能な段階で PA 原案を NEDO へ共有していただきます。

(4) 事業化評価資料、事業化評価による実施内容の見直しや中止

NEDO が指定する期日までに、外部有識者及び NEDO が行う事業化評価に必要な資料を NEDO に提出していただきます。事業化評価に必要な資料は、「5. 委託事業者の選定」の「事業化評価委員会の審査基準（予定）」の項目に沿って作成していただく予定です。本公募で採択された委託事業者に別途提示します。

なお、外部有識者及び NEDO による事業化評価により、事業途中段階にて実施内容の見直しや事業を中止する場合があります。

(5) 実証事業における機器・システムの発注・製造について

委託事業者は、実証事業において機器の発注・製造に取り掛かる前に、事業中止に繋がりにくいリスクとその対応状況について確認を行い、機器の発注・製造への着手について NEDO の了解を得る必要があります。（「実証事業委託契約に係る特別約款」をご参照ください。）

(6) 実証事業で取得する資産の取扱いについて

委託業務を実施するために購入し、又は製造した取得資産のうち、取得価額が 50 万円（消費税込）以上、かつ法定耐用年数が 1 年以上の資産については、NEDO に所有権が帰属します。実証事業終了後（定量化フォローアップ事業終了後ではない）は、原則として、実証事業委託契約約款に基づき、NEDO から委託事業者へ有償譲渡されます。有償譲渡以外の方法（例：相手国政府等への無償譲渡※）を検討する場合は、別途 NEDO と協議を行います。

なお、実証終了後に資産を廃棄する場合には、資産の廃棄に係る費用は原則として委託事業者の負担とします。

※無償譲渡ができる機関は、NEDO 業務方法書で定められているが、「外国におけるこれらに相当する機関」の解釈については下記表を参照のこと。

業務方法書 第 40 条第 3 項第二号：

国、地方公共団体、国立大学法人、公立大学、私立大学、国公立の研究機関、独立行政法人若しくは一般社団法人、一般財団法人又は外国におけるこれらに相当する機関が、機構の事業に関連する研究開発、実証又は調査を行うとき 随意契約による無償譲渡

外国におけるこれらに相当する機関：

	「外国におけるこれらに相当する機関」の 国際実証事業における解釈	例
地方公共団体、国立大学、公立大学、私立大学、国公立の研究機関	外国においてこれらに相当することが明白である機関。	—
独立行政法人、地方独立行政法人	次の条件を全て満たす機関。 ① 業務の公共性または公益性が高い	National Innovation Agency（タイ）、シュ

	② 国または自治体が過半の出資等を行うことで経営への関与を確保している ③ 実施する事業により得た利益を分配することを目的としていない	タットベルケ（ドイツ、ただし例外あり）
一般社団法人、一般財団法人	次の条件を全て満たす機関。 ① 実施する事業により利益を得ることを主たる目的としていない ② 実施する事業により得た利益を分配することを目的としていない	Electric Power Research Institute（アメリカ）

（７） 税務対応計画

実証設計の段階で、「実証事業の実施において、実施国で課税対象になる税及び必要な手続き等の詳細調査」を実施するようお願いします。その調査に基づき、実証事業期間中に適切な対応を実施ください。なお、上記調査の詳細項目については、仕様書「4. 実証設計の内容」の（４）をご参照ください。

（８） JCM 制度に係る手続きについて

JCM 制度の一連の手続きについては、日本と相手国の合同委員会が公表する各種規則、ガイドライン類、文書フォーマット等に従い、実施して下さい。委託事業者には実証事業及び定量化フォローアップ事業の期間に生じた温室効果ガス排出削減量分のクレジットについて、発行申請を行っていただきます。また、事業終了後のプロジェクトについても、可能な限りクレジットの発行申請を行ってください。

（９） 終了時評価及び追跡調査の実施について

NEDO は、「二国間クレジット制度（JCM）等を活用した低炭素技術普及促進事業」の実証事業の実施期間の終了後に、終了時評価及び事業化の状況等の追跡調査（原則５年後までの状況を調査（６年間の調査））を実施していますので、委託事業者は関連する資料の作成や委員会への出席、調査への回答などにつき NEDO に協力していただきます。ただし、終了時評価については、NEDO が認めた場合に、実証事業の実施期間に行うことができます。なお、これらに必要な費用は、実証事業の委託期間終了後は委託事業者にて負担することになります。（「実証事業委託業務終了時評価等に係る特別約款」をご参照ください。）

応募時の留意点や採択後の各種事務手続きなど、その他の重要事項や留意事項を「【別紙】その他重要事項・留意事項」にまとめて記載してありますので、応募にあたっては必ず事前にご一読ください。

9. 問い合わせ先

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

事業統括部

担当者：塩沢、千葉、佐藤

E-mail：askjcm@ml.nedo.go.jp

※休日・祝日にお問い合わせいただいた事項は、営業日に返答させていただきます。

10. その他

【NEDO 公式 SNS】

以下リンクの NEDO 公式 SNS をフォローいただくと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせを SNS で確認できます。是非フォローいただき、ご活用ください。

<https://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>

【NEDO 事業に関する業務改善アンケート】

NEDO では、NEDO 事業に関する業務改善アンケートを常に受け付けております。ご意見のある方は、以下リンクの「7. NEDO 事業に関する業務改善アンケート」から、ご意見お寄せいただければ幸いです。なお、内容については、本事業に限りません。

https://www.nedo.go.jp/shortcut_jigyoku.html

11. 掲載資料

基本計画

公募要領（本紙）

仕様書（ひな形）

別添 1：提出書類チェックリスト

別添 2：提案書要約

別添 3：提案書

別添 4：実証事業積算内訳

別添 5：リスク管理シート

別添 6：経済性評価関連資料

別添 7：企業情報

別添 8：ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況

別添 9：事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票

以下、参考資料

参考 1) 海外事業（委託）に係る税務コンサルタント相談時のガイダンス

参考 1)-別紙 1 税務コンサルタント提供用基本情報

参考 1)-別紙 2 課税マトリックス

参考 1)-別紙 3 商流と資金の流れ図（ひな形）

参考 1)-別紙 4 実証機器一覧表

参考 2) 国際実証におけるリスクマネジメントガイドライン

参考 3) 基本契約書ひな型

参考 4) 実証事業委託契約に係る特別約款

参考 5) 実証事業委託業務終了時評価等に係る特別約款

参考 6) 契約にかかる情報の公表について

以上

【別紙】その他重要事項・留意事項

◆応募にあたっての留意事項

(1) 契約等に係る情報の公表・開示

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）や「NEDO における随意契約情報の公表に関する運用指針」に基づき、採択決定後、NEDO との関係や契約に係る情報を NEDO のウェブサイトで公表することがありますので、あらかじめご了承ください。詳細は、以下ウェブサイトをご覧ください。

また、外部からの問い合わせに応じて、契約額や交付決定額を開示する場合があります。

【参考】契約に係る情報の公表について

<https://www.nedo.go.jp/content/100431960.pdf>

随意契約に関する事項

https://www.nedo.go.jp/nyusatsu/zuiikeiyaku_top.html

(2) 「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除

「不合理な重複」（注 1）、又は「過度の集中」（注 2）が認められる場合には、採択を行わないことがあります。また、それらが採択後に判明した場合には、採択取り消し又は減額することがあります。

（注 1）

同一の提案者による同一の内容に対して、複数の競争的研究費その他の研究費（国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの（※）。）が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

○実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の内容について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合

○既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の内容について、重ねて応募があった場合

○複数の内容の間で、研究費の用途について重複がある場合

○その他これらに準ずる場合

（※）所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

（注 2）

同一の提案者に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

○提案内容に照らして、過大な研究費が配分されている場合

○当該提案内容に配分されるエフォートに比べ、過大な研究費が配分されている場合

○不必要に高額な設備の購入等を行う場合

○その他これらに準ずる場合

①現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況や、現在の全ての所属機関・役職に関する情報について応募書類や共通システムに事実と異なる記載をした場合は、不採択、採択取り消し又は減額配分とすることがあります。

- ②提出いただく情報については、守秘義務を負っている者のみで扱います。また、他の配分機関や関係府省間で情報が共有されることがありますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有を行います。
- ③不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を競争的研究費の府省庁担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。以下同じ。）間で共有します。応募書類への記載及び他府省からの情報等により「不合理な重複」又は「過度の集中」と認められる場合は、その程度に応じ、不採択、採択取消し又は減額配分を行います。
- ④研究費や所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき、所属機関に適切に研究者から報告が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。また、当該応募課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、事業者に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。
- ⑤各機関においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）を踏まえた利益相反・責務相反に関する規程が整備されていることが重要です。各機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況を必要に応じて照会を行うことがあります。
- ⑥今後、秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることを検討いただきますようお願いいたします。ただし、企業戦略上著しく重要であり、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等、秘匿すべき情報の範囲について契約当事者が合意している契約においては、秘匿すべき情報を提出する必要はありません。なお、必要に応じて提案者に秘密保持契約等について、関係府省またはNEDOから照会を行うことがあります。

【参考】競争的資金研究費の適正な執行に関する指針

https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin_r3_1217.pdf

（３） EBPM に関する取組への協力について

EBPM（Evidence-Based Policy Making：証拠に基づく政策立案）（※）の取組を政府として推進すべく、提案時から事業終了時まで提供いただいた情報（提供いただいた情報を加工して生じた派生的な情報も含みます）については、効果的な政策立案や、政策の効果検証のため、経済産業省、及びその業務委託先、独立行政法人、大学その他の研究機関・施設等機関（政策の効果検証目的のみの利活用や守秘義務等の遵守に係る誓約書を提出した機関・研究者）に提供・利活用される場合があります。

本事業への応募にあたっては、上記の EBPM に関する取組への協力に同意したものとみなします。

（※）政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとすることです。限られた予算・資源のもと、各種の統計を正確に分析して効果的な政策を選択していく EBPM の推進は、2017 年以降毎年、政府の経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）にも掲げられており、今後ますます重要性が増していくことが予想されます。

(4) 提出書類の情報の取り扱い

NEDO は、応募書類等の提出書類は審査のために利用します。

また、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。この際、取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、実証事業の実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。

◆事業運営及び実施に係る各種手続き

(1) 全体の運営方針

NEDO は、基本計画に沿って、本事業を運営します。NEDO が提示する基本計画を必ずご確認ください。2026 年 3 月現在、本事業の基本計画の有効期間は 2027 年度末までであり、2028 年度以降の本事業の実施については政府予算に基づき基本計画が延長されることを条件とします。

なお、事業の進捗や評価、周辺環境の変化（政策動向、市場動向等）などの状況を踏まえ、事業内容の見直しや事業を中止する場合があります。

(2) NEDO プロジェクトマネジメントシステムの利用

本事業における契約や検査等の事務処理手続きについては、NEDO が運用する「NEDO プロジェクトマネジメントシステム」を利用していただきます。利用に際しては利用規約に同意の上、G ビズ ID を用いた利用申請もしくは利用申請書の提出が必要です。

G ビズ ID の詳細は、G ビズ ID ホームページをご確認ください。

【参考】NEDO プロジェクトマネジメントシステムの利用規約

<https://www.nedo.go.jp/content/100906708.pdf>

G ビズ ID ホームページ

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

◆法令遵守、研究不正への対応

(1) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

- ① 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制(*)が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

(*)我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に(a)炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と(b)リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

- ② 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非

居住者)又は特定類型(*)に該当する居住者に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USB メモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

(*)非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1. (3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

- ③ また、外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を業として行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります(*)。本委託事業を通じて取得した技術等を輸出(提供)しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご留意ください。経済産業省から指定のあった事業については委託契約締結時までに、本委託事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認、及び輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行います。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本委託事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本委託事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

(*)輸出者等は外為法第55条の10第1項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制を言います。

- ④ 安全保障貿易管理の詳細については、以下をご覧ください。

- ・ 安全保障貿易管理(全般) <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
(Q&A <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda.html>)
- ・ 一般財団法人安全保障貿易センター モデル内部規程
<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>
- ・ 安全保障貿易ガイダンス(入門編)
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/guidance.html>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf
- ・ 大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規程マニュアル
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku/manual.pdf>

(2) 特許出願の非公開に関する制度の留意点

a. 特許出願の非公開に関する制度

事業者は、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（以下「経済安全保障推進法」という。）に基づく特許出願の非公開制度（令和6年5月1日施行）において出願人又は発明共有事業者としての義務を遵守することが求められます。例えば、以下の点について特に留意が必要です。

- ・同制度により安全保障上極めて機微な発明を含むものとして保全指定された出願の機密情報について開示の禁止及び厳格な管理が求められます（経済安全保障推進法第74条及び第75条）。
- ・また、政令で定める特定技術分野に属する発明は保全対象の発明でないことが明らかとなるまで外国出願（PCT出願を含む）が禁止されます（経済安全保障推進法第78条）。したがって外国出願を行う際には、特定技術分野との関係に十分に留意してください。

これらの義務に違反した場合には、罰則が科せられ得るため、十分に留意してください。特許出願の非公開に関する制度一般の内容については以下をご覧ください。

【参考】特許出願の非公開に関する制度

https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/patent/patent.html

b. 同制度に伴う NEDO への技術情報の提示についての留意点

また、特許出願に関する詳細な技術情報であって、以下に該当する場合については、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明の構成を開示する詳細な形では、原則として NEDO に提示してはいけません。公募時に提出する提案書及びその他提出書類もこの考え方に準じますので、十分ご留意ください。

- ・当該特許出願が本制度による保全指定中
- ・当該特許出願が特許庁による内閣府への送付の要否の選定中（ただし、明らかに特定技術分野に該当しない特許出願は除く）
- ・当該特許出願が内閣府による保全審査中
- ・特許出願を予定している技術情報（ただし、明らかに特定技術分野に該当しない技術情報は除く）

ただし、プロジェクトマネジメントにおける必要性等から NEDO が求めた場合には、NEDO が指定する方法で提示する必要があります。

（３） 研究不正への対応

①公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成20年12月3日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。（※1））及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成16年4月1日16年度機構達第1号。NEDO 策定。以下「補助金停止等機構達」という。（※2））に基づき、NEDO は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

（※1）「不正使用等指針」についてはこちらをご参照ください：経済産業省ウェブサイト

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

(※2)「補助金停止等機構達」についてはこちらをご参照ください： NEDO ウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

a. 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
- ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDO との契約締結や補助金等の交付を停止します。(補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大3年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。)
- iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者(善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。)に対し、NEDO の事業への応募を制限します。(不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降1～5年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10年間の応募を制限します。)
- iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも i～iii の措置を講じることがあります。
- v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名(研究者名)及び不正の内容等について公表します。

b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成20年12月3日経済産業省策定)に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、NEDO では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

②研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為(ねつ造、改ざん、盗用)については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」(平成19年12月26日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。)(※1))及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」(平成20年2月1日19年度機構達第17号。NEDO 策定。以下「研究不正機構達」という。)(※2))に基づき、NEDO は資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

(※1) 研究不正指針についてはこちらをご参照ください：経済産業省ウェブサイト

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

(※2) 研究不正機構達についてはこちらをご参照ください：NEDO ウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

a. 本事業において不正行為があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。(応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2～10 年間)
- iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1～3 年間)
- iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- v. NEDO は不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者(当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。)については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

c. NEDO における研究不正等の告発受付窓口

NEDO における公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

【研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口】

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 法務部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号：044-520-5131 (受付時間は、平日：9 時 30 分～12 時 00 分、13 時 00 分～18 時 00 分)

E-mail：helpdesk-2@ml.nedo.go.jp

ウェブサイト：https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html